

令和7年度 駒沢ジュニアサッカースクール規約

(名 称)

第1条 本事業は、「駒沢ジュニアサッカースクール」(以下「スクール」という。)と称し、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団及び東京都が主催する。

(事務局)

第2条 スクールの事務局は、東京都世田谷区駒沢公園1-1の駒沢オリンピック公園総合運動場サービス担当(以下「事務局」という。)に置く。

(目 的)

第3条 スクールは、参加する子どもたちが、サッカー技術の習得やルール遵守を通して、スポーツの楽しさに触れ、仲間づくりを学ぶ機会を提供することにより、幼児・児童の健全な育成に寄与し、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる態度形成を目的とする。

(期 間)

第4条 スクールの開校期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(入会資格)

第5条 スクールに入会しようとする者は、次の各号の要件を備えていなければならない。

- (1) スクールの趣旨に賛同する者であること。
- (2) 自らの意思で参加しようとする者であること。
- (3) スポーツを行うのに適した健康状態であること。
- (4) 各クラスに対応した学年であること。

(入 会)

第6条 スクールへの入会手続は、次の各号に定めるところによる。

- (1) スクールへの入会を希望する者は、所定の手続に従い、事務局に申し込む。
- (2) 定員を上回る応募があった場合は、事務局の抽選で入会者(以下「会員」という。)候補及び欠員時補充候補者(以下「ウェイティング者」という。)名簿を決定する。定員に達していない学年については、2次募集を行うこととする。
(2次募集以降についてはこの限りではない。)
- (3) 会員は、駒沢オリンピック公園総合運動場所長(以下「所長」という。)が決定する。
- (4) 欠員が生じた場合は、予め抽選で決定したウェイティング者名簿の番号の早い順番の者から入会手続を行う。

(退 会)

第7条 退会を希望する者は、「退会届」に必要事項を記入し、事前に事務局へ提出しなければならない。

2 退会日は、退会届を事務局が受理した日とする。

(会 費)

第8条 会員は、入会時期に応じて、別表1に定める会費を、原則として入会時又は更新時の指定期日までに事務局の指定する方法で支払うものとする。

2 退会の場合は、退会の時期に応じて、別表2に定める金額を払い戻す。

(練習日)

第9条 スクールの練習日については、別表3に定めるスケジュールによる。災害や天候悪化等やむを得ない事由が発生した場合は、練習日・時間・場所を変更又は中止するものとし、速やかにウェブサイト等で会員に通知する。

(指導内容)

第10条 スクールは、クラスごとに指導カリキュラムを定めるものとし、それに基づく個別の具体的な練習内容は指導者が決定する。

(会員のモラル)

第11条 会員は、次の各号の事項を厳守しなければならない。

- (1) チームワークを守り、会員全員が明るく楽しく元気に行動すること。
- (2) スクールの目的に沿うよう努力すること。
- (3) スクールの定める規則を遵守すること。

(事故の責任)

第12条 本規約第3条に掲げた実施場所の瑕疵責任以外の盗難、事故等については会員の責任とする。

(保 険)

第13条 会員は、総合型地域スポーツクラブ専用補償制度に加入するものとする。なお、保険料は、参加料に含むものとする。

(個人情報保護について)

第14条 入会希望者から取得した個人情報(氏名・住所・連絡先等)は本事業の実施・運営に必要な案内・保険・アンケート等の範囲内で利用するものとする。

(規約改正)

第15条 この規約は、所長の決定により随時改正することができる。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 《参加料》

入会の時期	4/9 まで	4/10～6/30	7/1～9/30	10/1～12/24	12/25 以降
納入金額	33,000 円	32,000 円	26,000 円	18,000 円	入会不可

※保険加入料、消費税込

別表2 《退会における払戻し金》

退会の時期	入金日～4/8	4/9～6/30	7/1～9/30	10/1～12/24	12/25 以降
払戻金額	32,000 円	24,000 円	16,000 円	8,000 円	0 円

別表3

実施月	日程	会場	回数
4月	9、16、23、30	補助競技場	4
5月	14、21、28	陸上競技場	3
6月	4、11、18、25		4
7月	2、9		2
	16、23	体育館	2
8月	夏休み		
9月	3、17、24	補助競技場	3
	10	体育館	1
10月	1、8	補助競技場	2
	15、22、29	体育館	3
11月	5		1
12月	3、24		2
1月	7、14、21、28	補助競技場	4
2月	4、11、18、25		4
3月	4、11、18		3